

江府町告示第 24 号

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成 23 年江府町訓令第 3 号）の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石 祐治

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

江府町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成23年江府町訓令第3号）の一部を以下のとおり改正する。

新				旧			
別表1（木造住宅耐震化総合支援事業）				別表1（木造住宅耐震化総合支援事業）			
補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修（建替含む）	補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修（建替含む）
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋			対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋		
補助対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替の設計に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替に要する経費	補助対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替の設計に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替に要する経費
補助率	2/3	1/2	4/5	補助率	2/3	1/2	4/5
補助上限額	(1) 設計図書がある場合は114千円/戸 (2) 設計図書がない場合は136千円/戸	160千円/戸	1,400千円/戸	補助上限額	91千円/戸	160千円/戸	1,400千円/戸
	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。				補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。		
	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	平成12年5月31日以前に建築されたもの、又はZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。）に基づく耐震性能の検証が必要なもの。				平成12年5月31日以前に建築されたもの、又はZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。）に基づく耐震性能の検証が必要なもの。		
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの		
補助要件	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものがあって、ZEH壁量検証を含む）によって行われるものに限る	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る	補助要件	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものがあって、ZEH壁量検証を含む）によって行われるものに限る	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る
	(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの		(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合		(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの		(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合
	(2) 指針第1に示すもの		(2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが1.0以上となるもの		(2) 指針第1に示すもの		(2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが1.0以上となるもの
	(3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの		(3) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.7以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。）		(3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの		(3) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.7以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。）
	(4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		(4) 指針第2に示す耐震改修を行ない2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。）		(4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		(4) 指針第2に示す耐震改修を行ない2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。）
			(5) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの				(5) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
			(6) ZEH水準の木造住宅については、上記(1)、(2)又は(5)のいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの				(6) ZEH水準の木造住宅については、上記(1)、(2)又は(5)のいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの
		建築工等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの	建築工等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る			建築工等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの	建築工等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る

補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修（建替含む）	補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修（建替含む）
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋			対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋		
補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費			補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		
補助率	2/3	1/2	4/5	補助率	2/3	1/2	4/5
補助上限額	138千円/戸 (第二次診断法以上の診断法に限る)	160千円/戸	1,400千円/戸	補助上限額	91千円/戸 (第二次診断法以上の診断法に限る)	160千円/戸	1,400千円/戸
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる				補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの			次に掲げる事項のすべてに該当するもの			
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの			昭和56年5月31日以前に建築されたもの			
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの			建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの			
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る	
	(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの		(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合	(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの		(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合	
	(2) 指針第1に示すもの		(2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの	(2) 指針第1に示すもの		(2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの	
(3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法若しくは第3次診断法によるもの	(3) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの		(3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法若しくは第3次診断法によるもの	(3) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの			
(4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの			(4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの				
	建築上等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの	建築上等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る		建築上等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うもの	建築上等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る		

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。